

一般社団法人日本拳法競技連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>・『中長期基本計画』を策定し、HPで公表している。 公開URL：https://www.kempo.or.jp/</p> <p>・ 計画策定に当たり、理事会メンバーリストを活用して、広く意見を募っている。</p>	T-① 競技連盟中長期基本計画 T-② 競技連盟理事会議事録 20221203 T-③ 競技連盟理事会メンバーリスト 20221022 発信
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>現状、加盟団体から人を出してもらっており、直接の雇用契約は無いが、ミッションに対して報酬を渡している。</p> <p>(3) の内容通り年会費の値上げで、財務的に余裕を作り専務理事的な役割を担える人材を育てて行かなければならないと言う考えはありますが、長らくボランティアの世界で活動を続けていたため、家族を支える就職先として日本拳法競技連盟と雇用契約を締結できるだけの財務力は未だありません。事務局長に5万円/月を手当として支払う事が理事会で決議された。</p>	T-④ 競技連盟理事会議事録 20230610
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>財務の健全性確保に関する計画の策定には至っていない。</p> <p>現在、公的及び民間からの補助金・助成金からの収入は無く、会費収入で運営をしている。</p> <p>2024年度から会費の改定（値上げ）を行うことを下記の通り決定した。 「社会人2,000円、大学生・高校生1,000円、少年500円」</p>	T-⑤ 競技連盟臨時理事会議事録 20230325
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>正会員として、各都道府県体育・スポーツ協会に加盟している都道府県連盟9団体から其々代表1名、計9名を増員しました。</p> <p>また新たに各6地域ブロックから各1名、計6名が理事として任命され、職団体からの理事、允許団体からの理事に地域連盟からも入った事により広く意見を聞きながら運営して行く。</p> <p>上記の中に女性理事2名（内外部理事1名）が加わりましたが、割合はまだ低いです。地域連盟から加わった事で女性の候補者の推薦を貰いたいと思います。</p> <p>女性理事・外部理事をクォーター制から始めなければ人数が増えて来ない事は理解している。但し会議に出席して意見を言える人を確保し、尚且つ割合をクリアする為に優秀な男性を理事に付けない事にも苦慮している。今年度は女性理事を2名追加し19名の理事となった。</p>	T-⑥ 競技連盟役員名簿 20230706
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 当協会は社団法人であるため、この項目は該当しない。	なし
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	<p>アスリート委員会の設置は未だできていない。</p> <p>選手目線での意見を取り入れるためにアスリート委員会の設置を今年度中に理事会に於いて決定する予定であったが、アスリートから直接意見を貰える環境が整っていない。アスリート委員会のメンバーは指導者では無く現役のアスリートで構成したいと考えている。</p>	
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	定数の理事数5人以上30名以内にに基づき、19名で理事会を構成している。各セッションからの選出で適正な規模であると考えている。	T-⑦ 競技連盟定款 20230610 T-⑧ 競技連盟役員名簿 20230706
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	<p>役員選任に関する規程はは設けていないが、理事の就任時を一律70歳未満とすると、2022年度の改選で殆どの理事が再選されなくなり運営に支障をきたす為、激変緩和措置の一環として</p> <p>初就任時の年齢制限を70歳未満とした。それでも大半の理事が変わる事になった。</p> <p>理事会で下記の事を決定している。</p> <p>①理事、初就任時の年齢は70歳未満とする。 ②定年年齢は設けない。 ③再任回数は原則5期10年とする。</p>	T-⑧ 競技連盟理事会議事録 20220123

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	(1) 理事が原則として10年を超えて在任することのないよう、理事会決議として再任回数の上限を5回と定めている。 今期中に役員選任に関する規程等を作成する。	T-⑧ 競技連盟理事会議事録 20220123 T-⑥ 競技連盟役員名簿 20230706
			在任期間が10年を超える役員は存在しない。	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	現状、役員候補者選考委員会はありません。 設置する場合の様な運営方法を取るか等も含めて検討課題とします。	
11	[原則3] 組織運営等に必要 な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が 適用対象となる法令を遵守するために必 要な規程を整備すること	加盟団体規程、倫理懲戒規程で対応していますが、他団体も参考にして必要な規程が有れば整備します。	T-⑨- 競技連盟加盟団体規程 T-⑩- 競技連盟倫理・懲戒規程
12	[原則3] 組織運営等に必要 な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備 すること ①法人の運営に関して必要となる一般的 な規程を整備しているか	定款及び各種規定を整備しています。 全ての規定をHPに掲載しています。	T-⑦ 競技連盟定款 20230610
13	[原則3] 組織運営等に必要 な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備 すること ②法人の業務に関する規程を整備してい るか	業務分掌規程を作成しております。	T-⑪ 競技連盟 業務分掌規程
14	[原則3] 組織運営等に必要 な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備 すること ③法人の役員等の報酬等に関する規程を 整備しているか	定款30条に役員は無報酬とする。と記載されており、その為に役員等の報酬に関する規程は現状有りません。 旅費規程やその他の規定が有りますが、職員や役員がその職務を行う為に要する費用等を支出する時の為に規定の整備を検討します。	⑫ 競技連盟旅費規程
15	[原則3] 組織運営等に必要 な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備 すること ④法人の財産に関する規程を整備してい るか	定款第6章 資産（財産）及び会計 第39条～第44条に定めています。 他必要な規定が有れば整備します。	T-⑦ 競技連盟定款 20230610
16	[原則3] 組織運営等に必要 な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備 すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備 しているか	寄付金等取扱規程、加盟団体規程、会費規程、旅費規程等の規定を整備している。	T-⑬ 競技連盟 寄付金等取扱規程 T-⑭ 競技連盟 会費規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に必要 な規程を整備すべきであ る。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に 関する規程その他選手の権利保護に関す る規程を整備すること	代表選手選出規程は未整備です。 国際大会への選手派遣については、競技連盟が主催する大会の成績を参考にして選出する事を基本とした規程を理事会に於いて2023年度中に整備する。 数年に一度の割合で国際大会が海外に於いて開催されるが、従来から当連盟主催の全・日本拳法総合選手権大会の上位入賞者から選出している。	
18	[原則3] 組織運営等に必要 な規程を整備すべきであ る。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関 する規程を整備すること	審判団規約及び競技規則を整備している。 公認審判員講習会を毎年開催して資格を与えている。	T-⑩ 競技連盟 審判団規約 T-⑩ 競技連盟 競技規則
19	[原則3] 組織運営等に必要 な規程を整備すべきであ る。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への 相談ルートを確認するなど、専門家に日 常的に相談や問い合わせをできる体制を 確保すること	ホームページに問合せ窓口を設置しており、案件に応じて弁護士等とも連絡を取れる体制を取っている。	
20	[原則4] コンプライアンス 委員会を設置すべきであ る。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運 営すること	現状、倫理懲戒規程は整備しており、その中で同様の機能を果たすと認識していたが、コンプライアンス委員会を2023年度中に新たに設置し肉付けする。	
21	[原則4] コンプライアンス 委員会を設置すべきであ る。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に 弁護士、公認会計士、学識経験者等の有 識者を配置すること	2023年度にコンプライアンス委員会を設置する時は構成員に有識者を配置します。	
22	[原則5] コンプライアンス 強化のための教育を実施す べきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス 教育を実施すること	指導者講習会等で弁護士や大学教授を講師に迎え、指導者に対してコンプライアンス教育をしている。2023年度も8月に外部理事の中岡弁護士を招いてコンプライアンス教育を受ける。	
23	[原則5] コンプライアンス 強化のための教育を実施す べきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライ アンス教育を実施すること	指導者講習会等で弁護士や大学教授を講師に迎え、指導者に対してコンプライアンス教育をしている。2023年度も8月に外部理事の中岡弁護士を招いてコンプライアンス教育を受ける。	
24	[原則5] コンプライアンス 強化のための教育を実施す べきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育 を実施すること	指導者講習会等で弁護士や大学教授を講師に迎え、指導者に対してコンプライアンス教育をしている。2023年度も8月に外部理事の中岡弁護士を招いてコンプライアンス教育を受ける。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	現在は財政上の事も有り顧問契約はしておらず、その都度相談しています。 2024年度中には日常的なサポートを受けられる体制を作ります。	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	決算等は税理士が入り公正な会計原則を遵守しています。	T-⑩ 競技連盟 監査報告書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金等の申請ノウハウを教授願ひ、法令・ガイドラインを遵守します。	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	2023年度以降は財務情報をHPにアップします。 開URL : https://www.kempo.or.jp	
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	国際大会への参加は殆ど無い為、選考基準の規定はない。 公開URL : https://www.kempo.or.jp	●. 「～～規程」
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を開示すること	(1) ガバナンスコードの遵守状況をホームページで開示している。 公開URL https://www.kempo.or.jp	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反ポリシーを策定しHPに公開している。	T-⑩ 競技連盟 倫理・懲戒規程 T-⑩ 競技連盟 利益相反ポリシー
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを策定しHPに公開している。	T-⑩ 競技連盟 利益相反ポリシー

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	現状HPに問合せ窓口を設置しており、その中で処理できると考えていますが、窓口となる者が内部の人間であれば匿名性が担保されにくいところがある。その為が現実的には相談は無い 通報窓口URL : https://www.kempo.or.jp	
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報窓口に来た案件については通報内容により適時、有識者に相談できる運用体制の構築をする。	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	倫理・懲戒規程をHPに公開しております。 公開URL : https://www.kempo.or.jp	● 『～規程』
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	倫理・懲戒委員会で調査後に処分を決定する前に弁護士等に相談しています。	
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	本連盟は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項を採択しております。	
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	本連盟は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項を採択している内容をHPに公開していますが、処分対象者に対しては、改めて通知する事とします。	T-⑩ 競技連盟 倫理・懲戒規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機（有事）の概念の共有をはかり、危機管理マニュアルを2023年度中に策定します。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて、重大な不祥事は発生していない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて、重大な不祥事は発生していない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟団体規程において、加盟団体との関係を適切に規定している。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	現状、情報提供などは理事や委員に留まっているために加盟団体代表者ML等を2023年度中に作成し、またライングループを構築して友達登録で情報共有を一層推進する。	